

令和4年4月19日
生活環境部資源循環推進課
担当者 川畑 俊之
内線 4240
外線 076-225-1470

石川県産業廃棄物立入検査員に係る市町併任職員の 辞令交付について

今年度、新たに市町から推薦のあった市町職員に対し、産業廃棄物の不適正処理の早期発見、早期対応を図るため併任職員の辞令を交付します。

記

- 1 今年度、新たに併任職員となる市町職員数
13市町 38名
(従来からの併任職員とあわせて18市町94名となる)

【今回の併任辞令交付職員の内訳】

市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数	市町名	人数
七尾市	1	小松市	5	珠洲市	1	加賀市	2
羽咋市	1	かほく市	5	白山市	6	能美市	4
野々市市	4	津幡町	2	志賀町	2	宝達志水町	4
能登町	1						

合計13市町 38名

- 1) 平成15年度から市町職員の併任制度を開始し、平成18年度からは金沢市を除く全市町に配置。
- 2) 金沢市は中核市であることから、産業廃棄物に係る立入検査権限を有しており、併任辞令の対象としない。

2 辞令交付式

- ・日 時 令和4年4月22日(金)午後1時30分から
 - ・場 所 石川県庁行政庁舎11階 1101会議室
 - ・辞令交付者 生活環境部長
- *辞令交付式の出席予定者数：9市町 15名

3 市町併任職員による「産業廃棄物立入検査員」の主な業務

- (1) 産業廃棄物に係る立入検査
- (2) 管内の不適正処理に係る情報収集と県への通報

4 期待される効果

市町職員に対し併任職員の辞令を交付することにより、県職員と相互に連携し、市町の固有事務である一般廃棄物に限られることなく、産業廃棄物に対する対応が可能となり、廃棄物の適正処理の推進が図られる。